

目 次

徴 収 部

(ページ)

【管理運営課】

1 基本的な考え方	1
2 資料センター関係	1
3 納税表彰事務	1

【納税管理官】

1 基本的な考え方	2
2 延納・物納事務の局集中化（試行）	2
3 事務の効率化と納税者利便の向上（事前相談の積極的な実施等）	2
4 専門的な知識・ノウハウの蓄積、継承	2

【徴収課】

1 基本的な考え方	3
(1) 滞納整理の基本の徹底	3
(2) 総体的進行管理の徹底	3
2 厳正・的確な滞納整理事務の推進	3

【国税訟務官室】

1 基本的な考え方	4
2 具体的な施策	4
(1) 原告訴訟提起の推進	4
(2) 被告訴訟及び不服申立てへの適切な対応	4
(3) 徴収職員の知識・技法の向上	4

【機動課】

〔派遣関係〕	5
1 基本的な考え方	5
2 派遣目的	5
(1) 管理運営担当	5
(2) 徴収担当	5

【納税コールセンター関係】	5
1 基本的な考え方	5
2 事務内容	5
【特別整理総括第一課・第二課】	
1 基本的な考え方	6
2 重点事項	6
(1) 特官グループ	6
(2) 特整サテライト及び統括官部門	6
3 取組方針	6
(1) 厳正・的確な滞納整理の実施	6
(2) 的確な進行管理	6
(3) 組織力の活用	6
〔参考〕	
徴収部－1 平成30年度 租税收入状況	7
徴収部－2 租税滞納整理状況（国税合計）の推移（局署計・各年度最終分）	8
徴収部－3 滞納整理事務処理体制（局署の機能分担）	9
管理運営課 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会組織図	10
徴収課 令和元事務年度における署の滞納整理事務運営の概要	11
国税訟務官室 徴収訟務事案等処理状況表	12
機動課 平成30事務年度の状況	13
特 整 令和元事務年度 特別整理部門の事務処理体制	14
特 整 処分対象滞納の整理状況等	15

事務運営の概要等

徴収部 管理運営課

1 基本的な考え方

管理運営部門は、正確な事務処理と納税者の立場に立った丁寧かつ適切な応対を行う必要があるため、客観的な指標を用いたP D C Aサイクルに基づく事務運営により効率化を推進し、事務計画に基づく協働処理体制の下、次の重要な役割を的確に果たすことを基本とする。

- ① 納税者基本情報の正確・迅速な処理による課税部門及び徴収部門の支援
- ② 総合窓口における納税者等への親切かつ的確な対応
- ③ 次代の礎となる新人の育成

2 資料センター関係

局署における法定資料及び法定外資料の分類・送交付事務などの内部事務のうち、資料センターに集約することで事務の省力化・迅速化等、事務処理の効率化につながる事務について、千葉及び光が丘資料センターで非常勤職員を効果的に活用して処理を行う。

なお、平成31年1月からは課税総括課が主体となって課税総括課が所掌する税務署事務処理センターと一体的な運営を行っている。

おって、資料せんの入力業務については、無断再委託事案を受け、従来の外部委託から、自ら情報セキュリティコントロールが十分可能な方法（内製化）による入力を実施していく。

3 納税表彰事務

納税表彰は、国税について納税思想の高揚、納税施設の普及改善に関して功績顕著な者を表彰することによって、広く納税思想の高揚等に資することを目的としており、団体の役員、租税教育関係者及び税務広報関係者を表彰対象者としている。

[令和元年度 納税表彰日程（予定）]

項目 表彰の種類	選考等	府上申	表彰式
財務大臣表彰	6月中旬	6月28日	日時：10月28日（月） 場所：三田共用会議所
国税庁長官表彰			
国税局長表彰	8月上旬	—	日時：11月7日（木） 場所：未定 (前年：KKRホテル東京)
税務署長表彰	8月上旬	—	—

《参考》 (単位：人)	
平成30年度表彰者数	
東京	全国
11	50
20	85
85	341
483	1,697

事務運営の概要等

徴収部 納税管理官

1 基本的な考え方

納税管理官は、東京国税局管内の全ての延納申請（相続税・贈与税）及び物納申請（相続税）の許可・却下等に関する事務を所掌している。

この延納・物納申請の処理に当たっては、関係部署（管理運営課、財務局等）との緊密な連携・協調を図るほか、定められた事務処理手順を遵守とともに、的確な進行管理を徹底し、法定審査期間内（原則3か月以内）における適正かつ円滑な処理を実現する。

（注） 延納・物納申請は、法定審査期間内に処理できない場合、みなす許可となる。

2 延納・物納事務の局集中化（試行）

専門的知識を要する延納・物納事務の効率化を図るため、令和元年7月から、署の納税専門官及び付職員を局納税管理官に併任し、延納・物納申請の全事案を国税局で集中的に処理する試行を実施する。本試行は、国税庁の方針に基づくもので、2年間の試行を経て、令和3事務年度からの本格実施が予定されている。

（注） 平成30事務年度は、申請額2,000万円未満の延納事案について、税務署の納税専門官が広域運営により処理を行っていた。

3 事務の効率化と納税者利便の向上（事前相談の積極的な実施等）

延納・物納申請は、申請時に提出する書類が多く、申請財産の整備等に相当の費用や時間を要する場合があることから、申請前に個別相談を実施し、納税者が許可要件や整備すべき事項等を理解することで、補正事項や延長制度の利用が減少し、事後の許可等事務が効率化する。

また、納税者にとっても、専門的知識を要する延納・物納制度の利用について、申請前に正確な情報等を得ることは、大変有益であると考えられる。

このため、延納・物納申請前の事前相談（個別相談）を積極的に実施することにより、事務の効率化や納税者利便の向上を図る。

4 専門的な知識・ノウハウの蓄積、継承等

延納・物納事務の処理に当たっては、専門的な知識・ノウハウが必要とされることから、事務処理マニュアルの作成、処分事績等の蓄積などの施策を実施し、専門的な知識・ノウハウの蓄積、継承及び処理要員の育成に積極的に取り組む。

事務運営の概要等

徴収部 徴収課

1 基本的な考え方

(1) 滞納整理の基本の徹底

滞納整理事務においては、滞納処分の執行が滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、臨場により現況確認を行い、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定する。

このため、滞納者との納付折衝に当たっては、現在において滞納国税を納付する意思を有しているかを確認するとともに、滞納原因、事業概況、收支状況、財産・負債状況などの基本調査を踏まえて納付能力調査を実施し、その結果、法令・通達に基づき、猶予すべきものについては適正な猶予を行い、猶予できないものは差押え等の滞納処分を執行するなど、組織として統一性をもった判断の下、厳正かつ的確な滞納整理事務を徹底する。

(2) 総体的進行管理の徹底

徴収事務においては、様々な環境変化に適切に対応しつつ、持続的かつ着実に滞納の整理促進を図っていく必要がある。

また、徴収事務は、①新規発生を含め所掌する滞納事案の全件が処理対象となる、②単年度で処理が終わらない事案が数多くあるという特性がある。

このため、事務運営においては、自署の滞納事案全体の処理・展開の進捗状況を管理するとともに、滞納整理状況等を評価・分析し、その結果を事務計画に反映させた徴収事務を実施するというP D C Aサイクルに則った事務運営（総体的進行管理）を徹底する。

なお、事務運営に当たっては、事務の効率化を推進し、可能な限り外部事務量を確保するとともに、限られた事務量を効果的・効率的に活用し、バランスのとれた事務運営を行う。

2 厳正・的確な滞納整理事務の推進

次の事項に留意し、厳正・的確な滞納整理事務の推進に取り組む。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①滞納の未然防止 | ④長期事案の整理展開 |
| ②新規発生事案の早期着手・展開 | ⑤適正な猶予処理及び確実な履行監視 |
| ③消費税事案の整理促進 | ⑥悪質事案及び処理困難事案の整理展開 |

事務運営の概要等

徴収部 国税訟務官室

1 基本的な考え方

徴収関係訴訟は、国が被告となる被告訴訟のほかに、滞納処分の一環として国が原告となって提起する原告訴訟がある。

訴訟は、最終的な租税負担の公平を実現するための手段として、滞納整理上必要不可欠のものであるとともに、納税者及び第三者の財産並びに権利義務にも直接重大な影響を与えることから、法務当局等の関係機関と連携を図りつつ、訴訟事務に適切に対応する。

なお、①原告訴訟提起の推進、②被告訴訟及び不服申立てへの適切な対応及び③徴収職員の知識・技法の向上の3点を中心として、事務運営を実施していく。

2 具体的な施策

(1) 原告訴訟提起の推進

- イ 徹収システムを活用した効率的な端緒事案の把握（態様区分の設定等）
- ロ 局特整（二課審理・評公官、S1訴訟担当）、徴収課及び署審理特官等との連携及び情報共有
- ハ 大口悪質事案、処理困難事案及び長期事案については、原告訴訟提起に向けた検討会の開催

(2) 被告訴訟及び不服申立てへの適切な対応

- イ 被告訴訟について、法務当局等との緊密な連携・協調の下、最大限の主張・立証
- ロ 不服申立てについては、被告訴訟に発展する事案も見受けられることから、事案に応じ、被告担当、不服担当との一体的運営

(3) 徹収職員の知識・技法の向上

- イ 「徴収訟務事務情報」の積極的発信
 - 原告訴訟端緒事案を把握するための情報等の提供及び滞納整理に必要な事例等の紹介
- ロ 研修講師の派遣（庁・局主催研修、地方局の支援）
- ハ 証拠収集のための補足調査等における訟務官室職員による同行調査等の支援

事務運営の概要等

徴収部 機動課

〔派遣関係〕

1 基本的な考え方

管理運営課及び徴収課との緊密な連携の下、署の事務の進捗状況等を踏まえて策定した派遣計画に基づき、機動課職員の効果的な派遣を実施することにより、①管理運営事務の適正、円滑な処理、②滞納事案の整理促進、③署徴収職員の能力向上に資する。

2 派遣目的

(1) 管理運営担当 (25名)

- ① 管理運営事務の適正かつ円滑な処理（不足事務量に対する支援）
- ② 滞納事案の整理促進（滞納整理事務の支援）

(2) 徴収担当 (18名)

- ① 滞納事案の整理促進（滞納整理事務の支援）
- ② 徴収事務経験の浅い職員の能力向上（実践的滞納処分研修・同行指導研修）

〔納税コールセンター関係〕

1 基本的な考え方

新規発生滞納事案に対して「集中電話催告システム」を活用した電話催告・文書催告の手法により、早期かつ大量一括処理を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理に資する。

また、分割納付計画の履行監視や定期催告事務の集中処理により、署徴収部門等の負担軽減・事務量確保を図り、滞納整理促進を支援する。

2 事務内容

オペレーター業務を行う職員（19名）及び非常勤職員（オペレーター43名、事務補助7名）により、新規発生滞納事案を対象に、電話催告・文書催告を実施（夜間催告や閉庁日催告を含む。）するほか、次の事務も併せて実施する。

- (1) 督促前納付指導事案の履行監視及び不履行時の電話催告
- (2) 申請による換価の猶予許可事案の履行監視及び不履行時の納付計画確認
- (3) 電話による期限前納付指導
- (4) 電話催告時における振替勧奨
- (5) 定期催告書の集中発送（全84署分及び局特別整理部門分）

事務運営の概要等

徴収部 特別整理総括第一課・第二課

1 基本的な考え方

東京局特別整理部門は、滞納が長期化した事案をはじめとする処理困難事案を所掌している中で、本年10月に予定される消費税率の引上げを見据え、次とおり役割分担を明確化し滞納整理に取り組むことで、滞納事案全体について更なる整理促進を図る。

2 重点事項

(1) 特官グループ

各機能に応じた綿密な調査や高度な徴収技法を要する事案及び納税誠意が認められない悪質事案の整理促進

(2) 特整サテライト及び統括官部門

消費税事案及び長期事案等の整理促進

3 取組方針

滞納整理に当たっては、特に次の事項に留意して取り組む。

(1) 厳正・的確な滞納整理の実施

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、臨場を中心とし、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、納付能力調査や納付指導を行い、法令・通達に基づいて猶予、差押えなどの処理方針を見極め、厳正・的確に処理する。

(2) 的確な進行管理

滞納整理状況等を的確に分析して、所掌事案全体の着手・処理状況について総体的進行管理を行うとともに、徴収システムを活用した期日管理などの個別進行管理を徹底し、所掌事案全体を計画的に処理する。

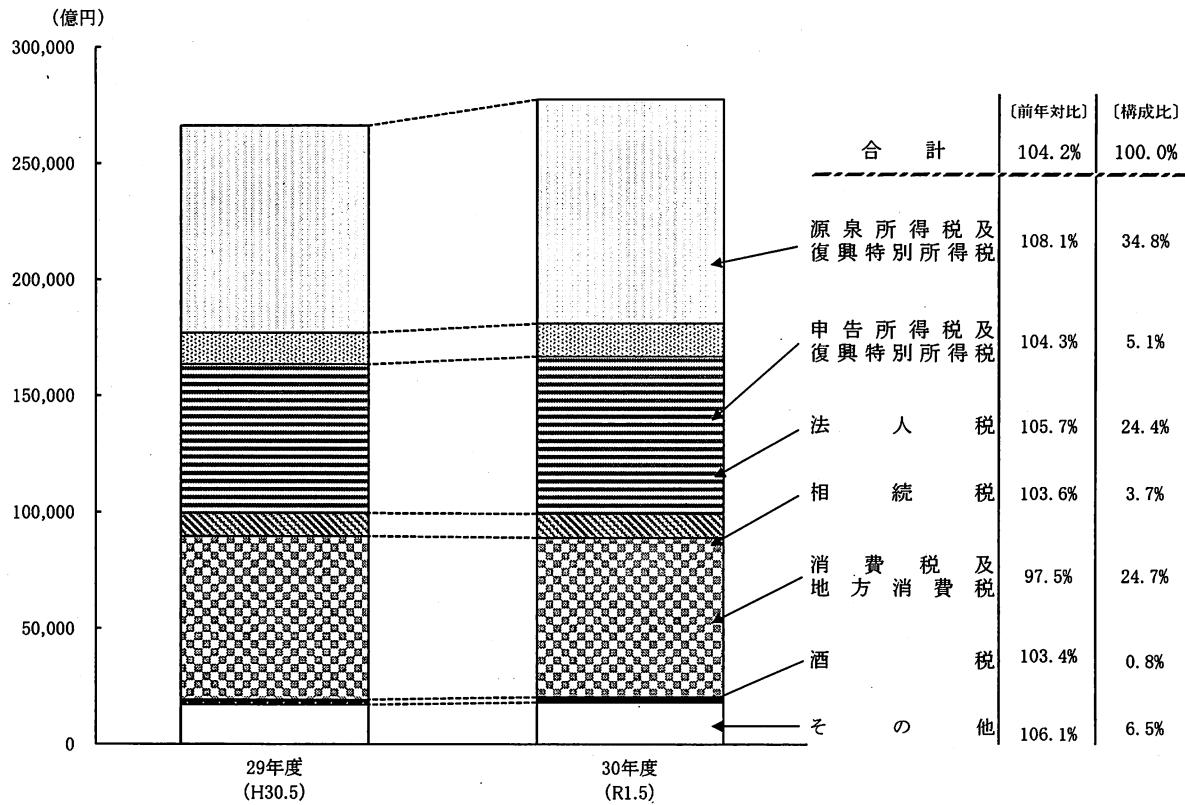
(3) 組織力の活用

個々の事案担当者だけでは対応できない処理困難事案など、滞納事案の態様に応じ、関係部署と緊密な連携の下、特別整理部門の組織力・専門スキルを活用した滞納整理を実施する。

[参考] 徴収部－1

○ 平成30年度 稟税收入状況

1 収入額累計



2 収納済額等（累計）

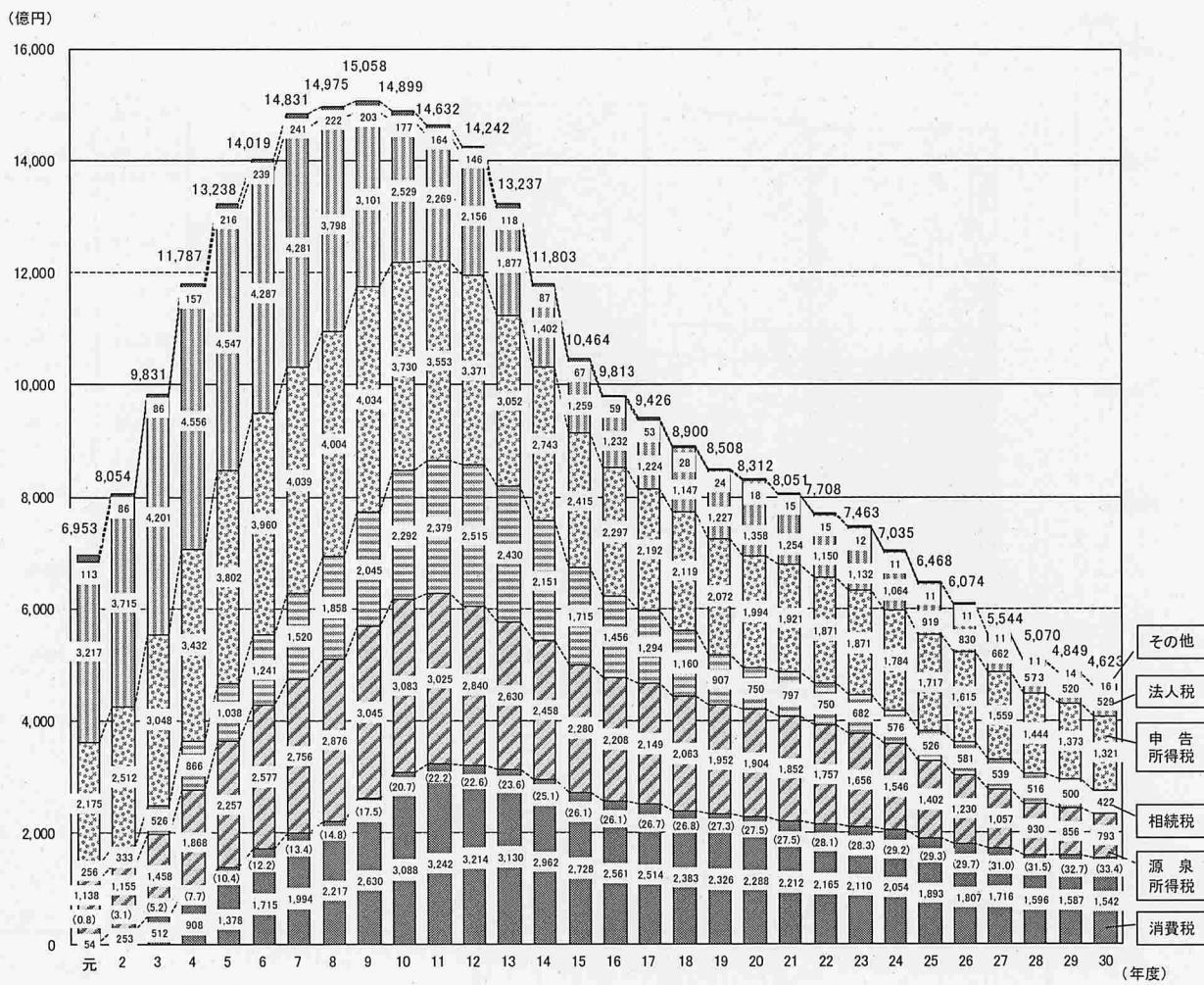
(単位：億円)

区分 税目	29年度 (H30.5)			30年度 (R1.5)			開差			前年対比		
	収納済額 ①	還付金額 ②	収入額 ③(①-②)	収納済額 ④	還付金額 ⑤	収入額 ⑥(④-⑤)	収納済額 (④-①)	還付金額 (⑤-②)	収入額 (⑥-③)	収納済額 (④/①)	還付金額 (⑤/②)	収入額 (⑥/③)
源泉所得税及復興特別所得税	102,131	12,982	89,149	110,257	13,848	96,409	8,126	866	7,260	108.0%	106.7%	108.1%
申告所得税及復興特別所得税	14,275	706	13,569	14,847	690	14,157	572	▲ 16	588	104.0%	97.7%	104.3%
法人税	72,819	8,864	63,955	75,947	8,374	67,573	3,128	▲ 490	3,618	104.3%	94.5%	105.7%
相続税	10,174	239	9,935	10,635	342	10,293	461	103	358	104.5%	143.1%	103.6%
消費税及地方消費税	105,178	34,898	70,280	106,121	37,597	68,524	943	2,699	▲ 1,756	100.9%	107.7%	97.5%
酒税	2,230	0	2,230	2,306	0	2,306	76	0	76	103.4%	-	103.4%
その他	18,156	1,088	17,068	19,023	921	18,102	867	▲ 167	1,034	104.8%	84.7%	106.1%
合 計	324,963	58,777	266,186	339,136	61,772	277,364	14,173	2,995	11,178	104.4%	105.1%	104.2%

(注) 出典：国税収納金整理資金徵收済額報告書、国税収納金整理資金支払命令済額報告書

[参考] 徴収部－2

○ 租税滞納整理状況（国税合計）の推移（局署計・各年度最終分）



(参考) 全国に占める東京局の割合

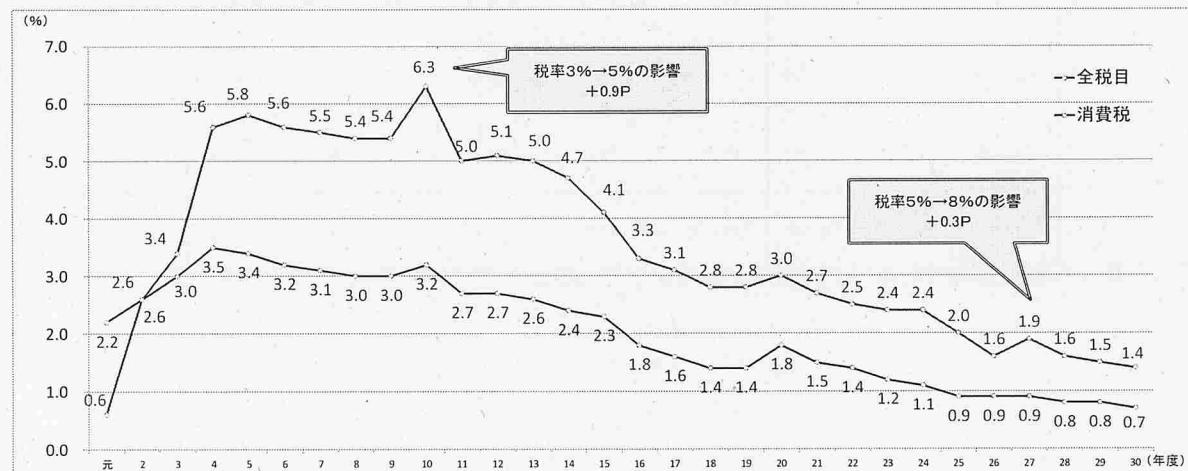
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国税合計	59.5	57.0	57.7	57.5	56.9	56.1	55.7	55.4	54.1	52.9	52.9	53.4	53.3	52.4	51.7	52.6	52.8	52.8	52.7	53.5	53.8	54.3	54.8	55.4	56.7	57.1	56.5	56.8	53.1	
消費税	38.3	46.2	51.8	50.3	50.1	51.1	51.6	52.3	51.4	50.2	51.3	51.0	50.6	51.2	51.5	52.4	51.6	51.2	50.7	50.4	50.1	50.9	50.6	51.9	53.1	52.0	51.4	51.5	52.4	56.9

○ 平成 30 年度最終分(5月末)の滞納残高は 4,623 億円で、期首から 226 億円の減少(期首対比 95.3%)

〔税目別減少額〕 消費税:45 億円、源泉所得税:63 億円、相続税:78 億円、申告所得税:52 億円、法人税のみ増加:9 億円

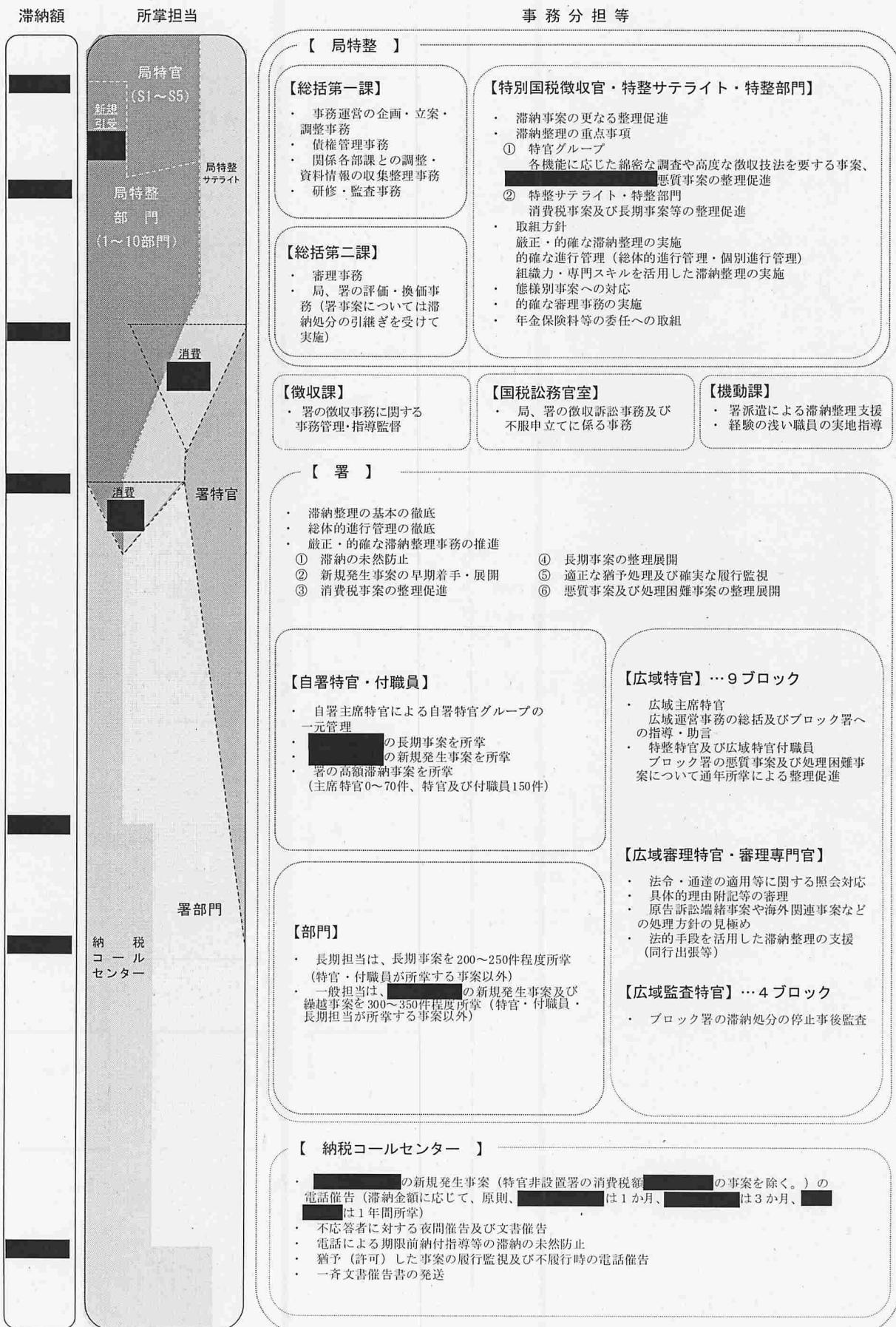
○ 国税合計は平成 10 年度以降、21 年連続で期首から減少、消費税は平成 12 年度以降、19 年連続で期首から減少

○ 滞納発生割合（税額）の推移（東京局）



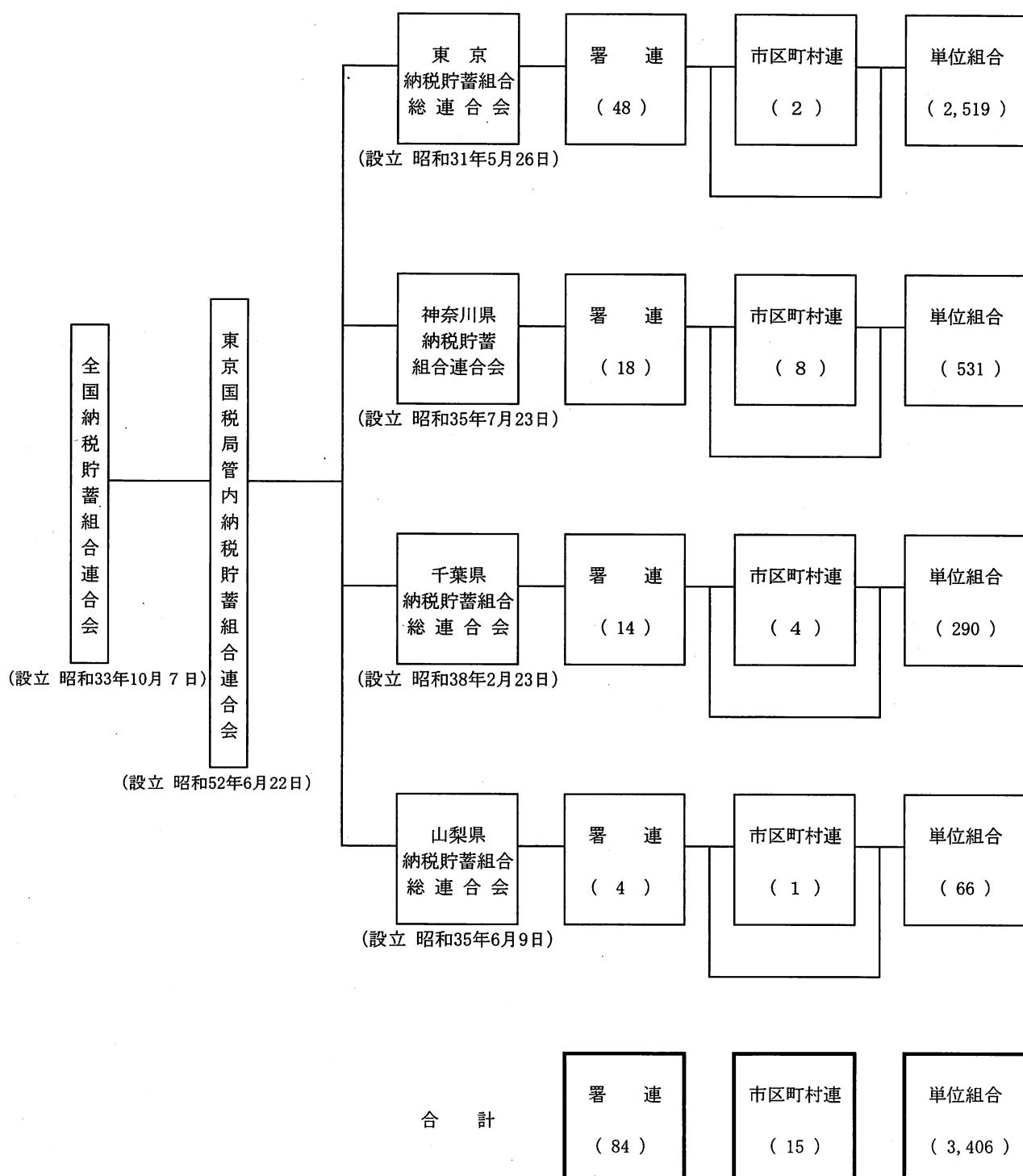
〔参考〕徴収部－3

○ 滞納整理事務処理体制（局署の機能分担）



[参考] 管理運営課

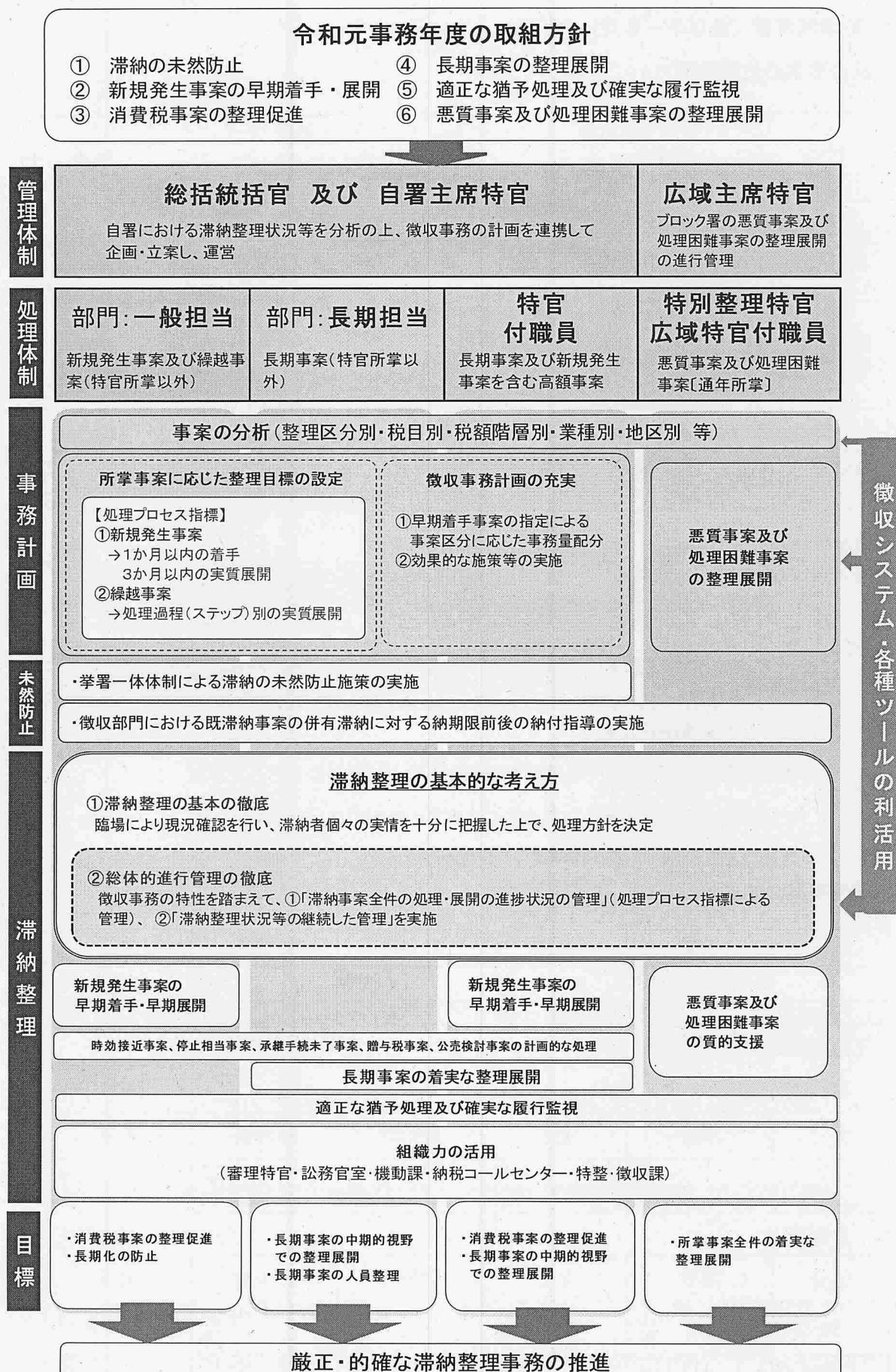
○ 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会組織図



(注) 単位組合数は、平成31年3月31日現在である。

[参考] 徴収課

○ 令和元事務年度における署の徴収事務運営の概要



[参考] 国税訟務官室
○ 徴収訟務事案等処理状況表

平成30事務年度（各年7～6月）の状況

1 原告事案の処理状況

区分		要処理			処理済			未済
		期首	発生	計	処理	取下げ等	計	
端緒事案	30	内 22 40	内 37 115	内 59 155	内 11 63	内 28 49	内 39 112	内 20 43
	29	内 13 26	内 41 107	内 54 133	内 15 66	内 17 27	内 32 93	内 22 40
訟務事案	30	内 4 20	内 11 63	内 15 83	内 12 47	内 1 8	内 13 55	内 2 28
	29	内 11 33	内 15 66	内 26 99	内 14 66	内 8 13	内 22 79	内 4 20
法務事案	30	内 9 26	内 12 47	内 21 73	内 15 55	内 5 10	内 20 65	内 1 8
	29	内 7 24	内 14 66	内 21 90	内 12 63	内 0 1	内 12 64	内 9 26
係属事案	30	内 5 17	内 15 55	内 20 72	内 14 56	内 0 3	内 14 59	内 6 13
	29	内 3 16	内 12 63	内 15 79	内 8 60	内 2 2	内 10 62	内 5 17
合計	30	内 40 103	内 75 280	内 115 383	内 52 221	内 34 70	内 86 291	内 29 92
	29	内 34 99	内 82 302	内 116 401	内 49 255	内 27 43	内 76 298	内 40 103

注1 内書は、本案事件を表す。

注2 「端緒事案」とは、局署から原告訴訟端緒事案として報告があった事案。

「訟務事案」とは、局署から訴訟提起依頼書の提出があった事案。

「法務事案」とは、法務局へ訴訟提起依頼した事案。

2 被告事案の処理状況

(単位：件)

区分	期首	発生	要処理	処理済	未済
30	13	9	22	16	6
29	13	20	33	20	13

3 不服事案の処理状況

(1) 再調査の請求 (単位：件)

区分	期首	発生	要処理	処理済	未済
30	0	43	43	39	4
29	6	83	89	88	1

(2) 審査請求 (単位：件)

区分	期首	発生	要処理	処理済	未済
30	内 10 19	内 22 30	内 32 49	内 18 30	内 14 19
29	内 27 32	内 32 83	内 59 115	内 49 99	内 10 16

注 内書は、始審的審査請求（平成28年4月1日施行）を表す。

[参考] 機動課
○ 平成30事務年度の事務実施状況

1 機動課職員の派遣状況（6月末現在）

(単位:署、人日)

事務	派遣形態						合計	
	一般派遣		確定申告期派遣		研修派遣			
	実署数	日数	実署数	日数	実署数	日数	実署数	日数
管理運営	70	3,993	内18 47	内217 967	—	—	内18 70	内217 4,960
徴収	内9 50	内129 2,974	—	—	55	679	内9 67	内129 3,653

(注) 1 管理運営事務の内書きは、徴収担当及び納税コールセンター職員の派遣状況を示す。

2 確定申告期派遣は2月18日から4月1日。

3 徴収事務の内書きは、管理運営担当及び納税コールセンター職員の派遣状況を示す。

2 納税コールセンターの催告状況等

(1) 催告実施状況

(単位:人、億円、%、ポイント)

\	催告対象	処理済	処理割合 (②/①)	署返戻	残高	外 内 催告保留中	
						納付誓約	外 内 催告保留中
人員	100.8 259,333	101.7 188,195	+0.7 72.6	99.9 28,449	97.5 42,689	100.9 26,627	110.7 16,657
税額	104.8 1,168	104.7 818	△0.1 70.0	110.2 218	97.8 132	98.8 89	113.4 94

(注) 1 各欄左上の数字は、前年同期比を示す。

2 「催告保留中」は、集計月末現在において催告保留期間中など、催告可能な状態にない事案である。

(2) 催告回数等の状況

【電話催告】

(単位:回、%、ポイント)

架電状況			受電回数
架電回数	応答回数	応答率	
95.4	104.5	+2.5	110.9
439,149	128,389	29.2	52,316

(注) 各欄左上の数字は、前年同期比を示す。

【文書催告】

(単位:件、%)

発送件数
102.3
132,780

【定期催告】

(単位:件)

局署	発送件数
全84署	113,064
局特別整理部門	7,099
計	120,163

(3) 期限前納付指導の状況

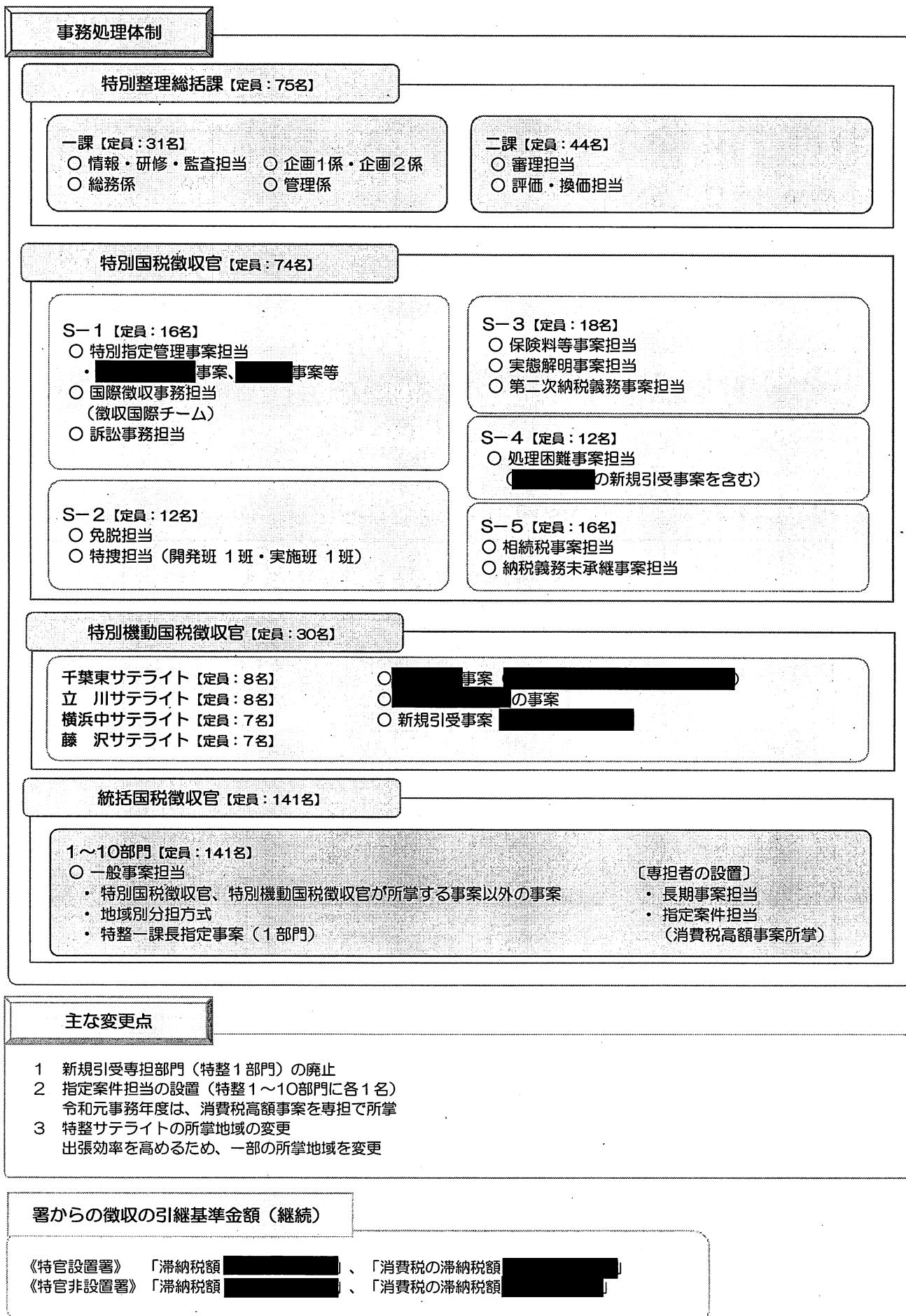
(単位:回、%)

架電状況		受電回数
架電回数	応答回数	
115.0%	108.3%	135.6%
17,742	11,478	659

(注) 各欄左上の数字は、前年同期比を示す。

[参考]特整

1 令和元事務年度 特別整理部門の事務処理体制



2 処分対象滞納の整理状況

(1) 全税目・税額（各事務年度 6月末現在）

(単位:億円、%、ポイント)

区分 事務年度	要整理滞納			整理済滞納			整理割合	期末残高	期首増減	期首対比
	期首滞納	新規発生	合計	処理済	停止	合計				
30	2,324	564	2,888	436	187	623	21.6	2,265	▲ 59	97.5
29	2,362	637	2,999	435	240	675	22.5	2,324	▲ 38	98.4
前年対比	98.4	88.5	96.3	100.2	77.9	92.3	▲ 0.9	97.5		

(2) 消費税・税額（各事務年度 6月末現在）

(単位:億円、%、ポイント)

区分 事務年度	要整理滞納			整理済滞納			整理割合	期末残高	期首増減	期首対比
	期首滞納	新規発生	合計	処理済	停止	合計				
30	682	232	914	171	67	238	26.0	676	▲ 6	99.1
29	651	277	928	189	57	246	26.5	682	31	104.8
前年対比	104.8	83.8	98.5	90.5	117.5	96.7	▲ 0.5	99.1		

(3) 長期事案・税額（各事務年度 6月末現在）

(単位:億円、%、ポイント)

区分 事務年度	要整理滞納			整理済滞納			整理割合	期末残高	期首増減	期首対比
	期首滞納	新規発生	合計	処理済	停止	合計				
30	1,290	97	1,387	123	98	221	15.9	1,166	▲ 124	90.4
29	1,331	106	1,437	107	102	209	14.6	1,228	▲ 103	92.3
前年対比	96.9	91.5	96.5	115.0	96.1	105.7	+1.3	95.0		

3 滞納処分免脱罪に係る告発状況

(単位:件)

区分 会計年度	東京局		東京局以外		全国計	
	徴収共助	情報交換	併全共助(波要請)	徴収共助	情報交換	併全共助(波要請)
30		2		10		12
29		2		4		6
28以前		14		43		57
合計		18		57		75

4 諸外国との徴収共助及び情報交換の状況

(単位:件)

区分 事務年度	東京局			東京局以外			全国計		
	徴収共助	情報交換	併全共助(波要請)	徴収共助	情報交換	併全共助(波要請)	徴収共助	情報交換	併全共助(波要請)
30	17	39	0	6	44	3	23	83	3
29	4	15	0	3	21	1	7	36	1
28以前	8	35	1	0	36	0	8	71	1
合計	29	89	1	9	101	4	38	190	5

5 年金保険料等の委任状況

(単位:件)

区分 会計年度	東京局			東京局以外			全国計		
	厚生年金等	国民年金	合計	厚生年金等	国民年金	合計	厚生年金等	国民年金	合計
30	8	20	28	20	55	75	28	75	103
29	4	26	30	19	28	47	23	54	77
28以前	15	32	47	28	25	53	43	57	100
合計	27	78	105	67	108	175	94	186	280

目 次

調査部

(ページ)

I 調査部の概要

1 調査部の使命等	1
2 調査部の機構	1
3 平成30事務年度の調査事績	4
4 令和元事務年度における調査部事務運営	5
5 局長に対する報告（局長事務報告）	9

II 事務運営のうち特に説明を要する事項

I 調査部の概要

1 調査部の使命等

調査部の使命は、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることにある。

そのため、業界・取引先等への影響が大きい大規模法人等に対し、課税部等と組織的な連携の強化を図り、全税務的観点で全国的に波及効果の高い調査、大口・悪質な不正計算の把握を目的とした「深度ある調査」等を行うことを基本とする。

また、「深度ある調査」等に加えて、大企業との協働関係を築き、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く「協力的手法」にも重点を置いている。

2 調査部の機構

調査部は、調査监察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、原則として資本金1億円以上の内国法人及び外国法人等 17,483 法人の法人税及び消費税に係る調査事務を分掌している。調査第一部は、特官室が所掌する超大規模法人及び国際セクションが所掌する外国法人等を、同第二部から第四部においては、内国法人を業種別に所掌している。

また、令和元事務年度における調査第一部から第四部の定員は 1,252 人である。

〔参考1〕令和元事務年度 調査部所管法人数

(令和元年7月10日現在)

部別 所掌法人数	調査一部	調査二部	調査三部	調査四部	計
内 国 法 人	法人 597	法人 3,747	法人 4,856	法人 4,010	法人 13,210
外 国 法 人	4,273	-	-	-	4,273
計	4,870	3,747	4,856	4,010	17,483

(注) 所管法人数は、清算中等245法人を除く。

[参考2] 東京局調査部の立ち位置

東京局調査部の立ち位置

上段:概算数
下段:R1首実数

○ 法人数等

(令和元年7月10日現在)

	法人数(社)	職員数(定員)	備考
全国	300万社 (3,132,210)	56,000名 (55,903)	
東京局	100万社 (1,027,251)	16,000名 (15,990)	職員数のうち、 局3,893名、署12,097名
調査部	17,500社 (17,483)	1,250名 (1,252)	e-Tax義務化対象7,508社
外法	4,500社 (4,273)	50名 (48)	国際特官、外1~3部門
連結親	500社 (524)		
連結子	5,500社 (5,498)		
単体申告 (内法)	7,000社 (7,188)		

※1 東京局調査部の法人数は清算中等の法人245社を除いている。

※2 外法は通常管理のみを表示している。

○ 徴収決定税額(法人税)等

上段:税額(億円)
下段:割合

	調査部	法人課税部門	合計	備考
全局	82,974 (全国に占める割合) 65.1%	44,463 34.9%	127,437	
東京局	51,897 (全国に占める割合) 40.7% (東京局に占める割合) 74.4% (調査課に占める割合) 62.5%	17,852 14.0% 25.6% -	69,749 54.7% - -	

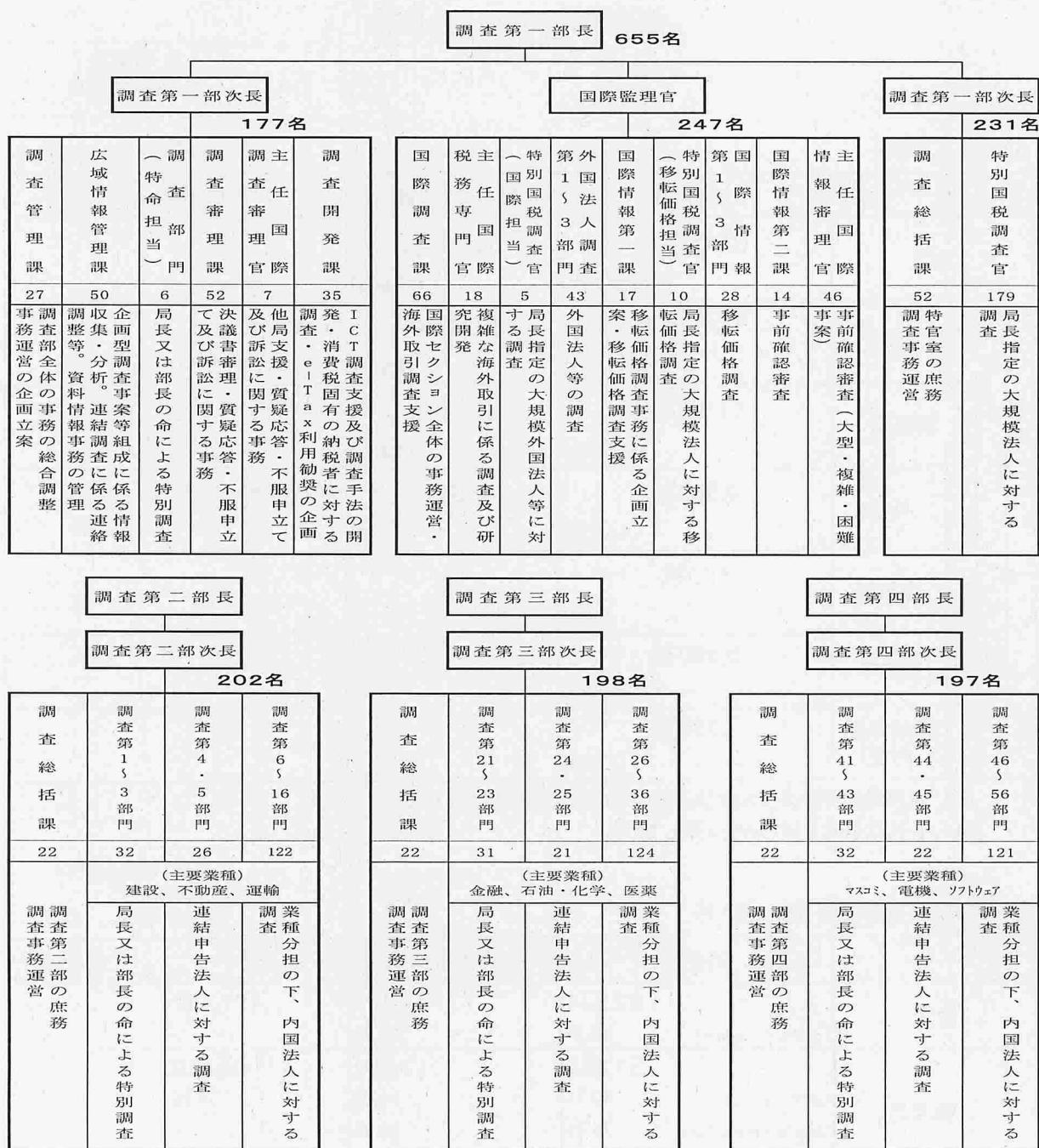
○ 調査課特官・統括官数

上段:人数
下段:割合

	東京局	他局	合計	備考
特官	※37 58.7%	26 41.3%	63	37=33+CG(1) +国際(1)+TP(2)
統括官	55 45.8%	65 54.2%	120	

[参考3] 調査部の組織図

定員1252名



[参考 4] 調查第一部所掌業種等

○ 特別国税調査官

グループ等	主要な所掌業種等
K グループ 4班	
A グループ	6班
B グループ	5班
C グループ	5班
D グループ	5班
E グループ	4班
F グループ	4班

3 平成 30 事務年度の調査事績等（6月末確定）

(1) 平成 30 事務年度の調査事績

青 : 28 事務
赤 : 29 事務
黒 : 30 事務

《ポイント》

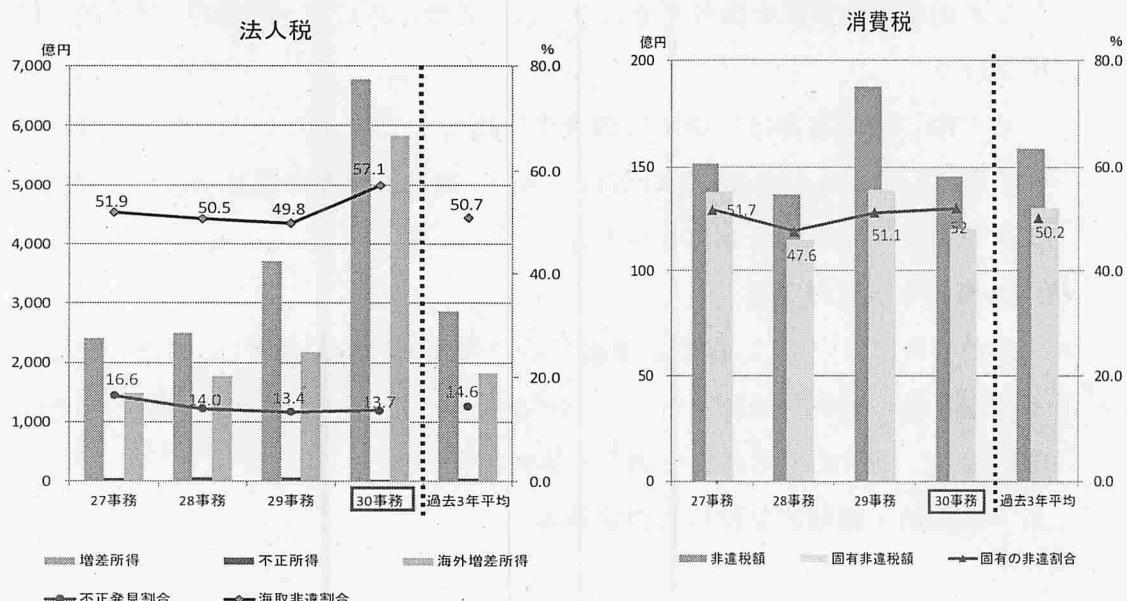
【法人税】

- ・ 増収所得は良好、ただし、大口事案除くと例年並み
 - ・ 不正所得は、金額が減少傾向
 - ・ 海外取引調査への取組については全体として一定の効果があったと評価
ただし、一般部門に限って言えば、国際調査支援の在り方も含め課題あり

【消費稅】

- ・消費税事績は例年並み、大口の固有の非違は、[REDACTED]が目立つ

(2) 調査事績の推移



4 令和元事務年度における調査部事務運営

(1) 基本的な考え方

調査部の使命は、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることにある。

所管法人の国際化、ICT化の進展や連結法人の増加など、調査部を取り巻く環境の変化に適切に対応していくため、PDCAサイクルに基づく事務運営の見直しを不斷に行いつつ、効率的で質の高い業務を推進していく。また、複雑・困難化する業務に限られた人員で対処していくため、事務量投入先の選択と集中や組織的な連携の強化を図るほか、人材育成についても一層配意する。

(2) 事務運営の重点事項

調査部の事務運営は、所管法人を含めた全納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、リスク・ベース・アプローチに基づき、複雑・困難事案等への調査の重点化と協力的手法の活用を効果的に組み合わせて所管法人全体を適切に監理し、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めていく。

イ 適正な調査事務運営の推進

適正な調査事務運営を実施していくため、申告誤りの的確な是正に努め、特に、租税回避行為、海外取引に係る非違、不正取引の把握等、調査事務の重点事項について、目的意識を明確に持って取り組むとともに、取組状況の適切な検証を行って問題点の特定・改善を図り、効率的で質の高い調査を一層推進する。

(イ) 適切な事務計画の策定等

事務計画の策定に当たっては、事務運営の方向性を踏まえ、調査の重点事項に則したものとする。

計画の実施に当たっては、メリハリのある調査事務運営の観点から、事案に応じた適正な調査日数を指令することとし、必要に応じて、機動的、弾力的に計画変更を行う。

その際、統括官等は、適時に調査先に臨場するなどにより、事案の見極めを適切に実施し、また、部次長等幹部は、適時・適切に事案の進捗状況を確認し、的確な進行管理が行われるよう指示する。

(ロ) 効果的な調査の実施

調査事務においては、調査必要度が高い法人を的確に選定し、事案の状況に応じて調査日数の延長・短縮を行うなど部次長等幹部を中心にメリハリのある進行管理を図り、効果的・効率的な調査の実施に努める。

A 組織的・継続的な納税者の管理等

リスク・ベース・アプローチに基づく所管法人全体の適切な監理及び適正な事務量配分を行うため、法人全体のリスク分析を行い、均一性・客觀性を確保し、個々の所管法人の税務リスクを的確に判定することでそのリスクに応じた接触体系や調査体制等を効果的に選択するとともに、所管法人全体の税務コンプライアンスの状況等を的確に把握することで、中長期的な観点からの納税者管理の充実を図る。

また、局署を通じた効果的・効率的な法人調査の観点から、所管法人全体を適切に監理し、実態の把握が不十分な長期未接触法人や小規模法人に対しては、実態把握の必要性を踏まえ、投下すべき事務量を的確に見極めた上で短時日の特定項目調査や文書照会を活用するなどにより適切に管理する。

B 連結法人の管理・調査の充実

連結法人については、連結子法人やグループ全体の情報の集約・分析による納税者管理の充実や効果的な連携調査先の絞り込みを通じて波及効果の高い調査を推進するとともに、内部事務の集中化・専門化により調査事務量を確保して連結親法人・子法人の一体的調査を実施し、調査事務の高度化・効率化を図る。

また、今後の更なる連結法人数の増加を見据え、単体法人と連結法人を区分することなく総合的に管理・調査する体制への移行を引き続き実施する。

C 調査の企画

調査企画事案について、情報収集、事案組成の段階から調査状況等の管理、調査結果の分析までを広域情報管理課において一元的に管理し、効果的な調査企画部署等の運営を図り、調査企画の充実に取り組む。

また、高い波及効果が見込める大型プロジェクト事案等については、継続的な情報収集・分析を行うほか、新たな切り口からの資料情報の分析や統括官等による署保有情報の収集等を積極的に行い、端緒情報の安定的発掘や組織内外に高い波及効果を及ぼす事案組成にも積極的に取り組む。

(ハ) 他部課との連携・協調

効果的・効率的に調査を実施する観点から、関係部署との情報共有を図り、連携調査を積極的に実施する。

資料情報については、課税部との連携・協調の下、全税務的観点に立った資料源開発及び有効な資料情報の収集・分析に努める。

□ 国際課税の充実

(イ) 国際課税分野の体制整備

国際課税分野を含む組織全体のパフォーマンスを最大化させるよう、国際課税

分野に関する横断的なリスク管理の実施、リスク管理から想定される非違に応じた調査又は調査支援の実施、国際課税分野に係る知識・調査技法の伝播を推進するため、事務量の適正配分など国際課税分野の体制整備を進める。

(d) 海外取引調査の充実

海外取引調査については、新興国・開発途上国の高い経済成長などのグローバルな経済環境の変化等に的確に対応するため、国外送金等調書やC R S（共通報告基準）による金融口座情報等の情報リソースを効果的に活用し、国際調査課と調査総括課等が緊密に連携して、調査法人の税務リスク等に応じた国際税務専門官等の弹力的な運用を図ることなどにより、一層の充実を図る。

国際的租税回避については、課税部等との緊密な連絡・協調を図りつつ、情報の収集・分析等を行い、事案の発掘・組成に積極的に取り組むとともに、調査に当たっては、適切な調査体制を編成して深度ある調査を実施する。

また、国境を越えた役務の提供に対する消費税について適正な課税を確保するため、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供に係る取引の実態把握、事業者の特定、申告状況等の確認等の観点から、国外事業者等に係る情報の収集・分析及び事案組成を行うとともに、調査必要度の高い国外事業者に対する調査等を実施する。

(e) 移転価格税制の適切な執行

国際的な所得移転に対する関心の高まりを踏まえ、移転価格税制の執行に当たっては、自発的なコンプライアンスの維持・向上の重要性にも配意しつつ、一層適切に事務を実施する。

移転価格調査の実施に当たっては、移転価格上のリスクが潜在化している法人の把握に努めるとともに、移転価格上の問題の有無の判断を速やかに行うため、準備調査の段階から情報の収集・分析に努めるなど、調査の各段階において幹部による進捗管理を徹底し、効果的・効率的な調査の実施に努める。

また、移転価格税制に係る文書化制度が適正かつ円滑に実施されるよう、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）等の作成状況を臨場等によって確認し、必要に応じて指導するとともに、収集した書類等をもとに移転価格リスクを的確に判断するなど効果的に活用する。

更に、一般部門と移転価格専担部署が協働して、中小規模の国外移転所得の問題がある法人に対応していく。

ハ 協力的手法の活用

大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実は、納税者における税務調査対応の負担軽減と国税当局における調査事務量の効率的配分につながるため、税務コンプライアンスの向上に向けて、適切な対応を行う。

また、申告書の自主点検と税務上の自主監査に関する確認表について、普及・定着を図るとともに、必要に応じて活用程度の向上を促していく。

ニ データ活用を基盤とした全国一体運営の推進

経済活動及び企業活動の広域化・グローバル化・高度情報化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、ＩＣＴ等を活用した高度な事案組成や調査選定による調査パフォーマンスの向上や客観的なデータに基づく事務運営の実現に向けて、積極的にデータの整備・活用に取り組む。

また、税務リスクの分析手法の研究開発・分析体制の整備に努め、分析結果等を活用した全国一元的な納税者管理を通じて、リスク・ベース・アプローチの高度化を図るなど、全国のセンター局としての役割を果たしていく。

ホ 人材育成

ＩＣＴ化、グローバル化等の社会・経済状況の変化に適切に対応するため、高い専門性を備えた調査能力及び審理能力の向上を図ることが極めて重要であることから、職員個々の調査習熟度やこれまでの経験について的確に把握することで、より効果的な研修を行い、中長期的かつ計画的な人材育成を図る。

また、高度な専門分野に対応するために、法務・金融専門家による民法等の私法関係の研修、金融取引及びその計算方法に係る専門的な研修を実施する。

調査部調査経験の浅い職員に対しては、統括官が主体となって当該職員の調査能力等を的確に把握した上で、総括主査や調査第二部～四部に配置する「実務指導専門官」及び「実務指導担当調査官」等による適切な指導（OJT）を実施し育成を図る。

5 局長に対する報告（局長事務報告）

(1) 定例報告

調査部で所管している法人は、我が国経游や各地域をリードする大法人であり、これらに対する管理及び調査・指導は、社会的影響及び税務行政への影響が大きいことから、毎月1回程度、次の重要個別事案について局長に報告を行う。

なお、事務運営上、局長に報告を要すると認められるものについても同様とする。

- イ 著名法人のうち、局長に報告を要すると認められる事案の着手及び結果
- ロ 特定事案（局長決裁を要する事案及び調査終了した事案のうち特に局長に報告を要する事案）の調査事績
- ハ 調査中の問題事案のうち、局長に報告を要すると認められる事案の調査状況（課税区分について争訟が見込まれる事案のうち特に重要な事案（以下「特重事案」という。）の調査状況については、特重事案指定後おおむね2か月が経過した場合及び翌事務年度へ繰り越されることが確実と見込まれた場合に報告する。）

(2) 臨時報告

各部長が、緊急に局長に報告を要すると認めたものについては、隨時報告を行うこととし、必要に応じ調査第一部長が同席する。

〔参考1〕実地調査等に係る局長決裁基準（東京国税局決裁委任規定から抜粋）

区 分		基 準 等
法人税	不正所得金額	重加算税対象所得金額が1億円以上の実地調査事案
	増差所得金額	有所得の増差所得金額が、1事業年度20億円以上の実地調査事案
	還付事案	還付すべき税額が10億円以上の事案（調査事案並びに更正の請求等の諸申請に基づく処理事案）
消費税	重加算税の対象となる追徴税額	重加算税の対象となる追徴税額が2,000万円以上の実地調査事案
	追徴本税	本税の追徴税額が4億円以上の実地調査事案
	還付事案	還付すべき税額が10億円以上の事案（実地調査並びに更正の請求等の諸申請に基づく処理）
共通	そ の 他	実地調査事案のうち、上記以外のもので特に問題があると認められるもの。

〔参考2〕特重事案の範囲（「重要個別事案の管理について」事務運営指針から抜粋）

調査中の問題事案のうち特に重要な事案

- イ 法人税の不正所得見込金額が10億円以上又は増差所得見込金額が100億円以上
- ロ 消費税の不正追徴見込税額が1億円以上又は非違見込税額が10億円以上
- ハ 不服申立てへの対応及び訴訟遂行が難航すると予想される事案
- ニ 否認の根拠規定の解釈等につき先例的な事案
- ホ 広く国民の関心を集めている事案

II 事務運営のうち、 特に説明を要する事項

○ 事務運営の基本的な考え方

使命

調査部の使命は、大規模法人等の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることにある。

「調査の重点化」と「協力的手法」

調査部の事務運営は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、複雑・困難事案などへの「調査の重点化」を基本とするとともに、大法人との協働関係を築き、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く「協力的手法」にも重点を置く。

事務運営の基本的な考え方

調査部の使命

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上

協力的手法

- 自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導くための手法の活用
- 税務CGの充実
 - 申告書自主点検 等



実地調査

- 調査の重点化
- 複雑・困難事案
 - 波及効果の高い事案

所管法人全体の適切な監理

➤ リスク・ベース・アプローチ

リスク・ベース・アプローチ

調査で把握した情報（非違事項、指導内容及びその改善状況、社内のガバナンス状況等）に、調査以外で把握した情報（各種資料情報、決算・申告内容、業界の景気動向等）を加味して個々の法人の税務リスクを判定した上で、その判定結果に応じた管理を行い、それぞれに適した接触体系を選択する手法

○ 協力的手法の活用（コーポレートガバナンスの充実）

問題意識

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を推進する必要がある。

税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の今後の取組方針等

大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの状況の確認・評価及び本取組の継続的な見直し

調査部特官室

I 実地調査法人に対する働きかけ

- 1 税務に関するコーポレートガバナンスの確認・改善指導及び判定
- 2 トップマネジメントとの面談
- 3 税務に関するコーポレートガバナンスの判定結果の活用

II 調査省略法人（延長法人）に対する働きかけ

- 1 延長対象法人の抽出
- 2 法人に対する同意確認
- 3 調査時期の延長
更なる調査時期の延長・調査期間の短縮
- 4 省略年度における自主開示事項の確認
- 5 省略年度における税務に関するコーポレートガバナンスの確認・改善指導

III 調査省略法人（延長法人以外の法人）に対する働きかけ

調査省略期間中に、モニタリングを実施

《当局のメリット》

- ・税務調査の重点化

特官所掌法人

確認表の作成・提出

【確認項目】

- トップマネジメントの関与・指導
- 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用
- 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用
- 税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知
- 不適切な行為の抑制策の整備・運用

自主開示等

【自主開示の対象】

- 組織再編や損失計上取引等で、取引金額が多額（売上金額の0.1%）のもの
- 前回調査における是否認事項に係る再発防止や申告調整等の状況
- 次回調査前に当局の見解を確認したい取引等で、取引金額が多額のもの

【協力要請】

- 当局から提出を要請する資料

○ 再発防止策の運用状況（事後検証）

《法人のメリット》

- ・税務リスクの軽減
- ・税務調査対応の負担軽減

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上

企業全体の申告水準の維持・向上

○ データ活用に係る取組

問題意識

全庁的に I C T 等を活用した業務改革の推進を図っている。調査部においても、分析ツール等を利用したデータ活用など、データを中心とした調査事務運営を行っていく必要がある。

取組状況及び今後の取組等

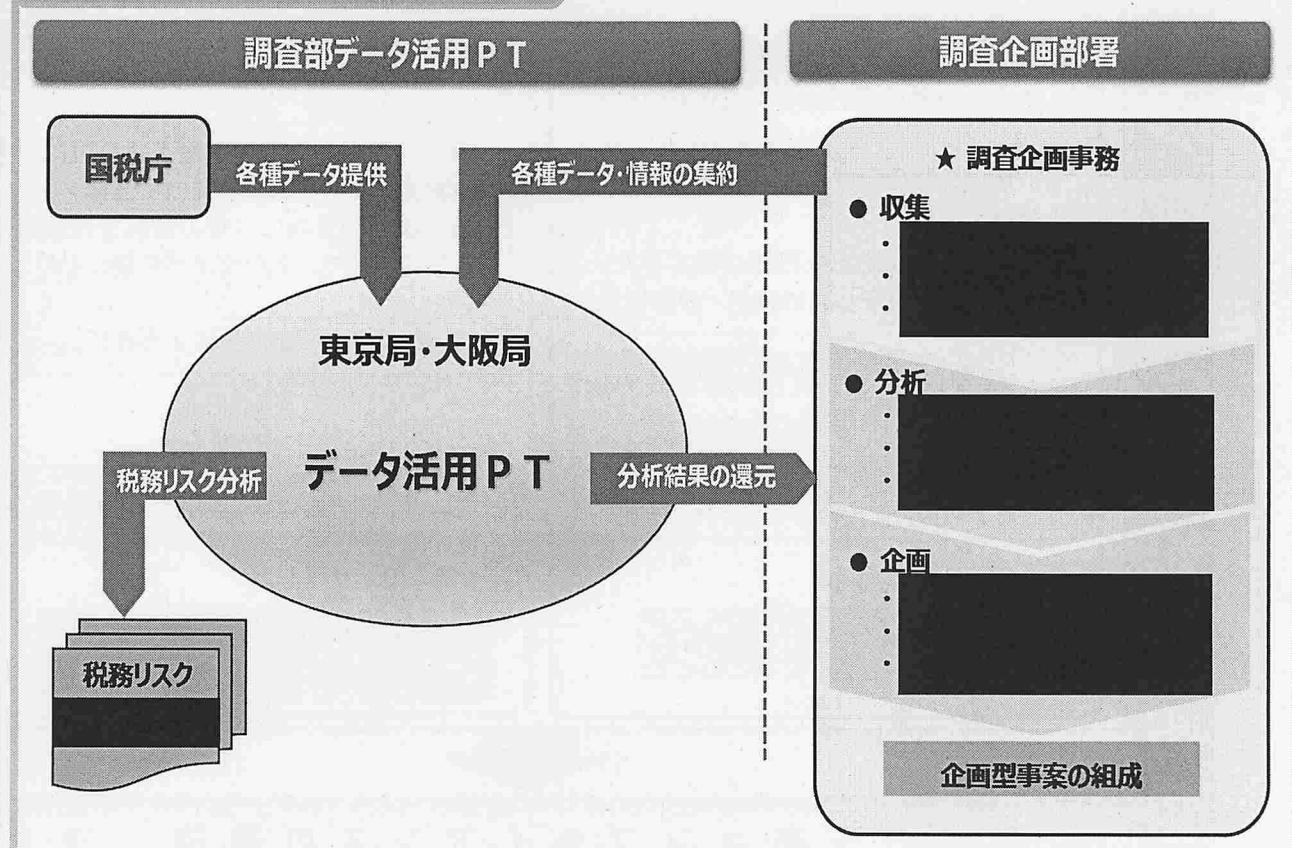
【取組状況等】

- 調査部データ活用 P T（調査管理課と広域情報管理課を事務局とし、国際調査課、調査開発課をはじめとする調査部内全部課で組織）の立上げ
- [] 税務リスクや [] 税務リスク、[] 税務リスクの把握の検討

【今後の取組等】

- 引き続き、調査部データ活用 P Tを中心とした取組
- 広域情報管理課及び国際調査課に、データ活用専担者を配置し、分析業務に従事
- データ活用を基盤とした一元的な納税者管理や調査企画の全国一体運営の実施のため、広域情報管理課に情報企画分析官・[] の設置（令和2事務年度（機構要望中））
- 庁と協働し、[] の開発（[] に併せて開発）

調査部データ活用 P T の役割



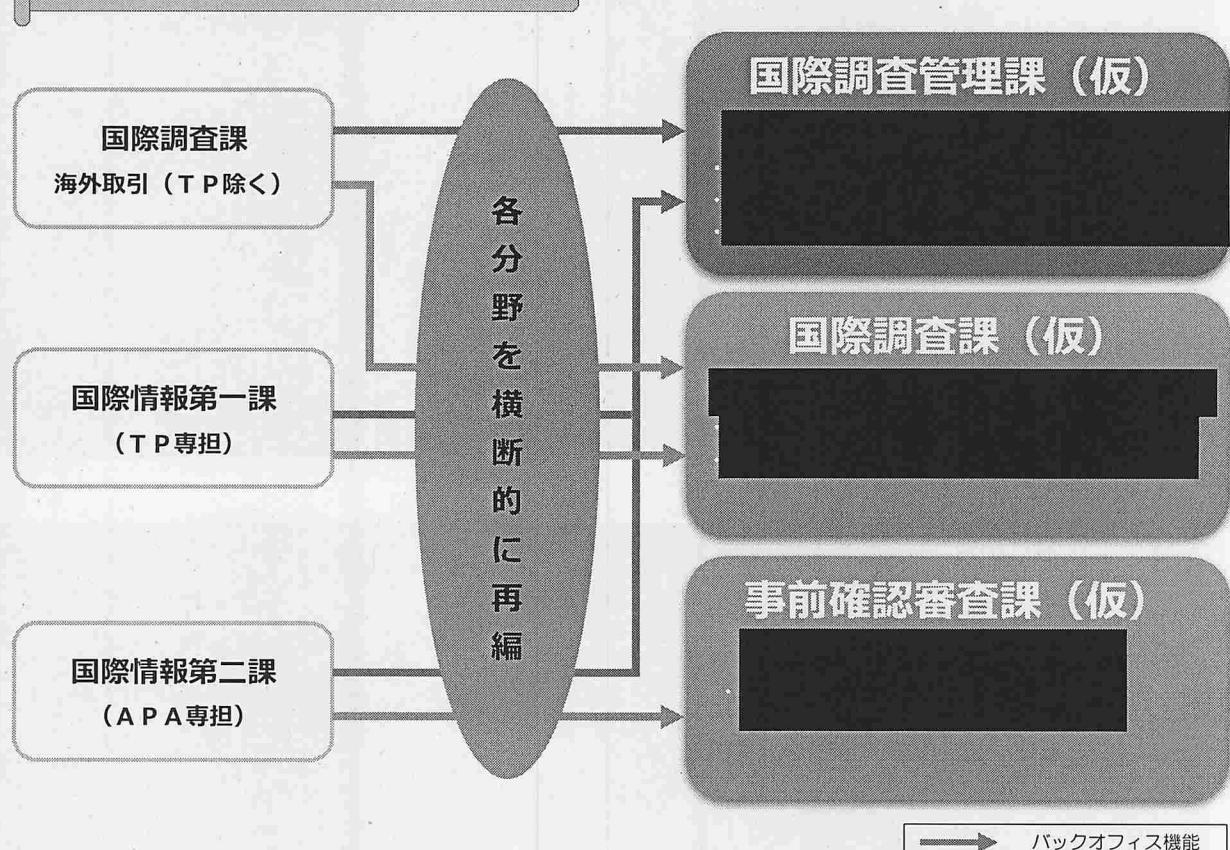
○ 国際課税分野の体制整備

中長期的な課題

- 法人管理の強化
- 国際課税（調査）の強化
- 人材育成の強化

課題への対応（体制整備案）

国際セクション三課の組織を再編
(令和2事務年度(予定))



今後の取組方針

○令和2事務年度の再編を見据え、令和元事務年度においては以下のとおり取組を実施

- 法人管理の充実
- 調査・支援の充実
- 移行プロジェクトチームの設置

○ 海外取引調査の充実（税制改正要望）

- (1) グローバルに展開するデジタル大企業

イ

ロ

- (2) クロスボーダー消費税

- (1) グローバルに展開するデジタル大企業



- (2) クロスボーダー消費税

